

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°649
2025.3.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

「聴覚障害児逸失利益裁判」控訴審判決について……………大胡田誠
(大阪高裁令和7年1月20日判決)

無罪が確定した場合のDNA型等の……………塚田聡子
抹消請求を名古屋高裁も認めました！

信州大学英語教員雇止め事件、復職和解解決の報告……………今泉義竜

【議長トーク】「大先輩をしのんで」……………笹山尚人

〈シリーズ：憲法と私⑤〉憲法34条前段と私……………松井海理



岡山城（空襲で焼失・1966年外観復元）

「聴覚障害児逸失利益裁判」

控訴審判決について

(大阪高裁令和7年1月20日判決)

第一東京弁護士会 大胡田 誠

1 事案の概要と判決に至る経緯

本件の原告・控訴人は、交通事故で亡くなった難聴の聴覚障害を持つ井出安優香さん(当時二一歳)の両親です。

安優香さんは、二〇一八年二月一日、当時在籍していた大阪府立生野聴覚支援学校からの下校中に発生した事故で亡くなりました。横断歩道の前で信号待ちをしていたところ、付近で道路工事をしていたホイールローダーという重機が突然暴走し、同校の児童と教員の列に突っ込んで、安優香さんを含め五人を死傷させたのです。

二〇一九年三月、刑事訴訟では加害者に対し、危険運転致死傷罪で懲役七年の判決が言い渡されました。そして、安優香さんの両親が、加害者と雇用していた会社を相手取って、慰謝料や逸失利益などの損害賠償を求めて民事訴訟を起こしました。

この訴訟の中心的な争点は、聴覚障害を持つ安優香さんが、もし事故に遭わなかったならば将来得ることのできた収入の額(逸失利益)でした。

障害のない年少女子が事故に遭った場合、その逸失利益は、一般に、被害者が六七歳まで全労働者の平均賃金を得るものと仮定して計算され

ます。そして、安優香さんの両親もこの考えに従い、加害者側に対して、障害のない年少女子の場合と同様、全労働者の平均賃金を基準に逸失利益の賠償を求めました。

ところが、本件の一審で、加害者側は、安優香さんの聴覚障害を理由に、逸失利益は障害のない年少女子の場合よりも相当程度減額されるべきだと主張し、大阪地裁も、安優香さんには「将来様々な就労可能性があった」とする一方、安優香さんの「聴力障害が労働能力を制限し得る事実であること自体は否定することができない」として、安優香さんが将来働いて得られた収入は、全労働者平均の八五パーセントだとしました。

これに対し安優香さんの両親が判決を不服として控訴したのが本件です。

2 控訴審の判断

本判決において、大阪高裁は、判断の枠組みとして次の考えを示しました。

「未成年者の逸失利益を認定するに当たって全労働者平均賃金を用いる際には、一般に当該未成年者の諸々の能力の高低を個別的に問うことなくその数値を用いているのが通例であり、あえて全労働者平均賃金を増額又は減額して用いることが

許容されるのは、損害の公平な分担の理念に照らして、全労働者平均賃金を基礎収入として認めることにつき顕著な妨げとなる事由が存在する場合に限られるというべきである。」

つまり、年少女子の逸失利益は、障害の有無にかかわらず、全労働者の平均賃金を基準に算定するのが原則であり、例外的に、そのような取り扱いの「顕著な妨げとなる事由」がある場合にのみ平均賃金からの増減額が認められるとしたのです。

これは一見すると当たり前の考え方だと思われるかもしれませんが、従来、裁判所においては、合理的な理由を示すことなく、当然のように、障害があれば障害のない人よりも「労働能力が低い」として、障害のある年少者の逸失利益を減額する取り扱いが行われてきました。私の知る限り、これまで、我が国では、障害のある年少者が犠牲となった事故などにおいて、裁判所が障害のない年少者と同額の逸失利益を認めた例はありません。

ところが、本判決では、例外的な場合を除き、原則として障害の有無にかかわらず、年少女子の逸失利益を算定するにあたっては、全労働者の平均賃金を基礎にすべきだとしたのです。本判決が高裁判決であることも踏まえれば、これまでは、原告側が、将来、その子が生きていれば平均賃金を得られたはずだという、未来の証明困難な事実

についての立証を強いられていたところ、今後は、被告側が、その子が平均賃金を得ることについて「顕著な妨げとなる事由」があったことを立証できない限り、その子は将来平均賃金を得られたものとして逸失利益を算定するという取り扱いが一般的になっていくものと思われまます。

次に、大阪高裁は、この枠組みのもと、現在及びこれからの社会情勢や安優香さんの人柄、受けていた教育の内容などを踏まえ、以下のような事実を認定しました。

すなわち、障害者が社会参加する上で受ける制限は、障害者個人にではなく社会の側に原因があるという「社会モデル」の理念が社会に浸透してきたことや、障害者法制の整備、デジタル技術の進歩によって、就労における社会的障壁は「ささやかな合理的配慮」により除去できるようになってきた。そして、安優香さんは、就労可能な年齢に達した時点で、その学力、コミュニケーション能力等をいかなく発揮し、決して過重ではない合理的配慮によって、聴覚障害のない者と同じ職場で同じ条件で働くことができた予測できるといふのです。

そして、大阪高裁は、以下のように結論付けました。

安優香さんについて、「損害の公平な分担の理

念に照らして、全労働者平均賃金を基礎収入として認めることにつき顕著な妨げとなる事由はない。

「逸失利益を算定する際の基礎収入については、……全労働者平均賃金を用いるのが相当であつて……基礎収入につき、この平均賃金から何らかの減額をする理由はないといわなければならない。」

3 おわりに

この判決は、安優香さんが二年という短い人生をかけて問いかけた「真の平等や公平、あるべき社会とは何か」という問いに対する一つの答えなのだと感じます。

「ささやかな合理的配慮」があれば、障害があっても障害のない人と同じ職場で同等の条件で働ける、裁判所のこのメッセージは、私たちの社会が進むべき方向を示しています。

無罪が確定した場合のDNA型等の 抹消請求を名古屋高裁も認めました！

あいち 塚田 聡子

1 事案の概要

マンション反対運動のリーダーである奥田さんが、現場監督と採み合い、暴行罪で逮捕・勾留、起訴されましたが、無罪となりました。無罪判決確定後に、警察で採取されたDNA型等の抹消を求め、名古屋地方裁判所に提訴。地裁では、DNA型等の抹消が全国で初めて認められました。この判決に対し、国が控訴し、令和六年（二〇二四年）八月三〇日、名古屋高裁も地裁に続いてDNA型等の抹消を命じる判決を出しました。国は上告を断念。この判決は確定しました。

2 名古屋地裁判決

地裁判決は、DNA型について、少なくとも指

紋と同程度に保護されるべき情報であり、憲法一三条によって、DNA型をみだりに採取されない自由のみでなく、みだりに使用されない自由が保障されるとしました。そして、DNA型等がデータベース化されることについて、情報の漏出や、情報が誤って用いられるおそれがないとは断言できないうえ、将来どのように使われるか分からな

いことによる不安の存在により、国民の行動を萎縮させる効果があり、みだりに使用されない自由に対する侵害があるとしてしました。

そのうえで、無罪判決が確定した場合には、余罪の存在や再犯のおそれ等があるなど、当該被疑者との関係でより具体的な必要性が示されなければ、人格権に基づいて抹消請求をすることが認められるとしています。

3 名古屋高裁判決

名古屋高裁判決は、名古屋地裁判決よりも更に踏み込んだ判断をしています。

(1) 採取自体の違法性にも言及

高裁判決は、そもそも本件捜査にDNA型採取の必要があるとは考えられず、将来における一般的、抽象的な「捜査目的」によって、ほとんど限定なしに広くDNA型の採取、保管が行われているものとしています。そして、このような歯止めなき運用の拡大は、改正個人情報保護法の基本理念に照らしても、大いに問題があるといわざるを得ず、採取自体が違法とされる場合もあり得るとしています。

(2) DNA型の要保護性を高度なものと判断

高裁判決は、DNA型について、専門技術的な鑑定によって初めて検出されるもので、本人自身さえこれを知っていることが希有な情報であり、自分も知らない自分自身のことを、第三者が知って、保有、管理、利用すること自体、耐え難いとしています。また、国民個人の私生活に対する公権力による監視、介入等の行使に対する自由という観点からも、例えば、犯罪捜査等にDNA型が誤って利用されたり、恣意的に利用される場合は、国民個人の人身の自由への侵害にまで及び得るものであるとします。そして、それ故に、DNA型は、思想信条、病歴、犯罪歴等の情報に劣らない要保護性の高い情報であると述べています。

(3) DNA型を保管されることによる

具体的不利益を認定

高裁判決は、第三者によって自分のDNAが付着した物が悪用される危険もあり、冤罪に巻き込まれる可能性も否定できないとし、DNA型が捜査機関に保管されることによる具体的、現実的危険があるとします。そして、公権力によるDNA型の採取、保管及び利用に厳格な規制がなければ、恣意的に悪用されたり、誤用されたり、誤認逮捕されたりするなどの危険が生じ得るのであり、このような状況下において、警察等の捜査機関によって犯罪行為等と容易に結びつけられ得

るという意識の下に、DNAの付着ないし残留に日々注意しながら生活を送ることの心理的負担は重く、行動が抑制的にならざるを得ないとしています。そのうえで、このような事態は、権利ないし自由に対する具体的かつ重大な制約である、と認定しています。

(4) DNA型等を保管するための要件を厳格化

高裁判決は、DNA型等を保管するためには、当該被疑者について、これらの保管及び利用を正当化できるだけの根拠が具体的に主張立証されなければならぬとします。「このように解さなければ、国民一般について、その承認さえ得れば、捜査機関等が、公益を理由にDNA型、指掌紋及び顔写真を採取し、これらを保管及び利用することが許容されることになるから」です。

そして、本件において無罪が確定した以上、原則としてDNA型等の抹消が認められるべきであり、それにもかかわらずこれらの保管及び利用が必要というのであれば、特段の事情を国が主張立証すべきところ、そのような主張立証はないとし、抹消は認められるべき、と結論づけています。

(5) 立法措置の必要性を明言

地裁判決は、DNA型の取扱いについて国家公安委員規則しかないと問題視し、「脆弱な規定」と言わざるを得ないとしています。高裁判

決は、「我が国においても、取得や保有の要件を明確にし、捜査機関から独立した公平な第三者機関による実効性のある監督や、罰則等による運用の適正を確保し、開示請求権や不当な取得や保有に対する抹消請求権を定めるなど、幅広い知見を集めた上、国民的理解の下に、科学的な犯罪捜査等に資するため、憲法の趣旨に沿った立法による整備が行われることが強く望まれるところである」とし、立法措置の必要性を明言しました。

4 最後に

本判決は、無罪判決が確定した場合のみならず、不起訴の場合にも十分援用できるものです。今後、全国でDNA型等の抹消を求める裁判が起こり、認容判決が積み重ねられれば、立法化が実現する日も遠くないと思います。



信州大学英語教員雇止め事件、 復職和解解決の報告

東京 今泉 義竜

一 外国語担当准教授の雇止め

ブライアリー・マーク・アラン先生は、信州大学の外国語担当教員（准教授）として一九年にわたり一・二年生の英語教育に携わってきた。当初は一年契約、後に三年契約を総計一〇回にわたり更新を繰り返してきたが、大学は、二〇二三年七月、外国語担当教員制度の廃止を理由に二〇二四年三月末日をもって一斉に外国語担当教員を雇止める旨の通告をした。ブライアリー先生は信州大学教職員組合のバックアップを受けて雇止めの撤回を求めるとともに無期転換権申込権を行使したが、信州大学はいずれも受け入れず二〇二四年三月末を迎えた。

信州大学教職員組合が加盟する全国大学高専教職員組合（全大教）では顧問弁護士団体制を組んでいる（旬報法律事務所から今村幸次郎・早田由布子、東京法律事務所から笹山尚人・小部正治・今泉義竜）。本件も全大教弁護士団が受任し、二〇二四年四月三〇日、長野地裁松本支部に提訴した。提訴記者会見には地元メディアが多数詰めかけ、地元紙・テレビで大きく報道された。

二 争点について

本件の争点は、①無期契約への転換が認められるか（労働契約法一八条）、②雇止めが許されるか（労働契約法一九条）の二点であった。

① 争点① 無期転換について

争点の一つ目については、無期転換権の発生を五年から一〇年に延長する大学教員任期法が適用されるか、すなわち、ブライアリー先生の職が、任期法四条一号に定める「多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職」に該当すると評価できるのかという点が問題となった。この点について弁護士団は、任期法を限定解釈する旨の規範を定立した羽衣学園大阪高裁判決に依拠した主張をした。

本件の特徴は、信州大学の外国語担当教員規程では「研究活動に関する事項」を負担しないと明記されている点であった。外国語担当教員に研究出張は基本的に認められておらず、教授会への出席・投票権も付与されていなかった。このような、もっぱら語学教育に携わる外国語担当教

員に任期法の適用はないというのがこちらの主張であった。

この点について信州大学は、ブライアリー先生が研究も行っていた旨主張したが、当方は、この研究について大学は業務ではなく「自己研鑽」として人事評価していることを示す証拠を示し反論した。

(2) 争点② 雇止め合理性がないこと

争点の二つ目については、仮に任期法の適用があったとしても、必修科目である英語は毎年実施される基幹的・恒常的業務であることなどの事情から、契約が更新されるという期待に合理性が認められ、雇止めには客観的合理的理由は認められないという予備的主張をした。信州大学は、契約時に更新上限を説明していたので合理的期待はないとか、外国語担当教員制度の廃止は中期計画によるものであつて雇止めには合理性がある旨を主張したが、更新上限を説明したことを裏付ける証拠はなく、また中期計画も外国語担当教員の廃止を根拠づける内容とはいえないものであった。

しかも、訴訟中の二〇二四年九月に大学の後期が始まったが、原告と同時に雇止めされた他の外国語担当教員たちが、半年間のクーリング期間を経て、非常勤講師として再雇用されているという事実が判明し、「外国語担当教員制度の廃止」は

雇止めのための方便にすぎず、実際には無期転換逃れの雇止めであつたことはつきりした。

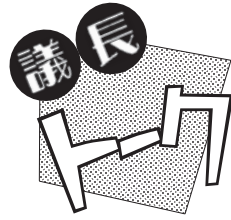
三 急転直下、和解成立へ

二〇二四年一〇月三十一日に最高裁が羽衣学園大阪高裁判決を破棄する不当判決を出し、本件訴訟にも悪影響が及ぶことが懸念されたが、最高裁判決が出される前の段階から、訴訟外で信州大学教職員組合と大学当局の間で交渉が精力的に行われた。その結果、信州大学は二〇二五年度から原告を復職させる方向での解決を決断し、それを前提として代理人間において細かい条件交渉を訴訟外で行い、二〇二四年二月一八日の期日において和解が成立するに至った。

提訴から八カ月弱、これほど早く本件が決着するというのは予想していなかった。信州大学が和解に応じた本当の理由は分からないが、訴訟における主張立証において大学側を圧倒したこと（これは本人および組合から提供された様々な資料、羽衣学園事件弁護士団の中西弁護士から提供いただいた文献が役立った）、毎回傍聴席を埋めた支援者や毎回精力的な取材をするメディアの圧力、そして労働組合の交渉力などが総合的に影響したものと考えている。

和解の内容は、大学側が解決金を支払うとともに、従前とほぼ同一の労働条件で二〇二五年四月から原告を復職させるというものである。無期契約ではないものの、本件のような紛争が再び起きることはないと言える内容となっており、全面勝利和解である。また、信州大学は、「今後本件のような紛争が生じないよう、有期契約労働者の雇用の安定を図ることを目的とした労働契約法の趣旨を十分に踏まえた対応をすることを真摯に検討する。」と約束した。信州大学には、他の外国語担当教員の処遇改善についても真摯に検討してもらいたいところである。

本件は法廷内外のたたかいがうまくかみ合い、信州大学を追い込み、早期復職和解を実現することができた。労働組合の力、支援者の力、メディアの力を改めて実感した事件であった。最高裁は羽衣学園事件で労働者の権利を後退させる許し難い不当判決を出したが、これを無力化していくために現場で出来ることに引き続き取り組みたい。



「大先輩をしのんで」

私たち青法協の大先輩が、二〇二五年一月、二月と相次いでお亡くなりになりました。新井章さんに、福島重雄さんです。

新井章さんは、司法修習八期、生存権の確立に向けて争った朝日訴訟のほか、砂川事件、百里基地訴訟、長沼ナイキ基地訴訟、家永教科書裁判などを担当されました。

福島重雄さんは、司法修習二期、長沼事件の札幌地裁判決で自衛隊違憲判決をくだした裁判長で、平賀書簡事件の当事者でもあります。福島さんは裁判官であった当時から弁護士への転身後も青法協会員として活動し続けてくれました。

お二人の素晴らしい業績と、その活動しのお原稿は、またふさわしい方に別途お願いしたいと考えていますが、ここでは私自身の

思い出を交えて、お二人を偲んで一言。

新井章さんとは、実は私は一度弁護士団の事件（群馬県の赤石事件）で一緒したことがあります。学校が制作する卒業文集に寄せた紀行文について、反戦的メッセージを含むことを理由に学校長が勝手に完成した書籍から該当部分を切り取ったという事件でした。まさに家永教科書裁判での経験を踏まえた憲法論をシャープに組み立てる活動を一緒しました。

福島さんは、コロナ前くらいまでの時期は、青法協総会にはご参加されて、静かに私たちの討論を見守っていただいていた。

私の事務所の先輩、故・坂本修さんは、福島さんと同期で、修習生時代からの青法協の仲間だということで、福島さんが長沼事件を契機に裁判所で差別にさらされ、苦しみ落ち込むことも多いから、同期として励ましに行くことも多いのだと言っておられたのを記憶しています。

お二人に共通している印象は、「エレガントな紳士」というところですね。声を荒らげるとか、声高に演説するということはないのですが、短くズバリと本質的なことを言う。

全く偶然ですが、お二人には、昨年の七〇

周年記念集会にメッセージを寄せていただきました。青法協の長い歴史と、その中でたたかいたの生き字引というべきお二人に、ぜひ創立以来の志を伝えてほしいと思って、私は依頼したのです。

福島さんからは、「正しい歴史認識を失うことなく日夜の活動が続けていくことが何よりも大事」とのメッセージでした。

新井さんからは、「昨今の自公政権の政治情勢をみると、憲法、人権、平和の無視や軽視も甚だしく、これを看過することは許されません。今こそ私たちは全力をあげてこの風潮を押し返さねばなりません。」とのメッセージでした。

お二人の、静かな中でも、力のこもった、声色が聞こえてくるようなメッセージだと、私は思いました。

今となつては、お二人から貴重なメッセージをいただいております。これからの青法協の活動を創るよう心がけていきたいと思っています。お二人の活動に心から敬意を表し、哀悼の意を表します。

（青法協弁学台同部会議長 笹山尚人）

シリーズ
憲法と私²⁵

憲法三四条前段と私

福岡 松井 海理

一 とある事件

(1) 「もう大丈夫。私が来たからね。」

全く秋の気配を感じさせない一〇月初旬、検察庁の接見室で息を切らしながら、涙を流し、憔悴しきっていたAさんにそう伝えた。

(2) 接見までの道のり

この事件は、私が初めて当番弁護士で配点されたものだった。当番要請の電話を受け、要請を受託した後、すぐに当番弁護士出動要請書がFAXで送られてきた。この要請書を見たが、被疑者（Aさん）の氏名、被疑罪名、身柄拘束場所くらいしか書かれていなかった。この点は勾留状の写しを送られてくる被疑者国選の配点と異なる。とりあえず、Aさんから話を聞かなければと思い、私はすぐに身柄拘束場所であるB警察署に向けて歩き出した。しかし、B警察署の建物が見えた段階

で、急に嫌な予感がした。出発前に、現在被疑者がB警察署にいることを同署の留置管理課に確認していなかったのだ。私は、すぐに携帯を取り出し、同署の留置管理課に問い合わせた。嫌な予感の中しした。

「Aですか？ 先ほどB警察署からバスで検察庁に押送されたのではありませんよ。」

B警察署から検察庁までは約一・一キロメートル。私は猛ダッシュで検察庁に向かった。そして検察庁に到着した瞬間にAさんとの接見の申出を行った。

接見の申出から五分程経過すると、検察庁の職員から、即時の接見はできないと告げられた。私は「一体どんな理由で接見交通権を妨害するのですか。Aさんと接見ができない理由を直ちに説明して下さい。」と迫った。取調中を理由に断られるものと予想したのだ。これに対し、困り気味の職

員は、私に対して「A氏を乗せたバスがまだ検察庁に到着していないため、すぐには接見ができません。到着したらそのまま接見室にて接見ができるようになります。」と伝えた。

「バスが到着していないなら……それは接見できないですねえ。えへへ。」

バスより先に私が検察庁に到着するという現象に理解ができずにいたが（おそらく、警察職員が、Aさんを、留置場からバスへと移動させる過程に時間がかかったのだと考えられる）、とにかく検察調べの前にAさんを援助できることに少しほっとした。

(3) その後

この事件は被疑事実が二つあり、それぞれ逮捕勾留がなされた。Aさんは一貫して黙秘し、ほぼ全ての取調べを拒否した。最終的に、Aさんは、全ての被疑事実について不起訴処分となった。四〇日以上に及ぶ弁護士活動は非常に大変だった。もっとも、本件における決定的な勝因は、バスに勝って検察調べの前に接見を行ったことにある。

二 憲法三四条前段と私

(1) 前記一の事件は、よくある捜査弁護の一場面にすぎないともいえる。しかし、前記弁護活動は、憲法三四条前段で保障する辩护人依頼権の実現そのものだと考える。

新人弁護士を 迎える みなさまへ

- ▶入会の案内に
青法協の紹介
リーフレットを
ご活用くださ
い。

(注文は本部事務局まで)

▶青法協新人ガイダンス開催

2025年4月8日(火)18時より、旬報法律事務所9階大会議室(東京メトロ日比谷線「日比谷駅」A4出口より徒歩1分)で新人ガイダンスを開催いたします。Webでの参加も可能です。入会を検討中の方も参加できますので、ぜひ、お問い合わせの上、ご参加ください。



参加申込は
こちら



(2) 近年まで、起訴前段階では、国選弁護が認められていなかった。また、検察官が一般的指定書を発すると、被疑者と弁護人との接見は一般的に制限され、弁護人が検察官の発する「具体的指定書」を持参したときに、接見制限が解除され、一五分程度の短時間の接見が許されるという運用がなされていた。

このような現状に対して、弁護士会は、弁護士推薦名簿に登録されている弁護士を当番表によって担当日に割り当てる当番弁護士制度を開始した。そして当番弁護士制度接見交通権の確立を求めて国家賠償訴訟を提起し、勝訴することによって、指定書方式の運用を廃止に追い込んだ。

先輩弁護士の創意工夫や捜査当局との長いたた

今後の日程

【第56回定時総会(神奈川)】

6月28日(土)・29日(日)

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

4月16日(水)10時半～

【広報委員会】

4月23日(水)18時～

かいの結果、身体拘束をされた人が、いち早く弁護人の助言を受けることができるようになった。

(3) そして、当番要請があったら、とにかく急いで被疑者との接見に行く。これによって、はじめて、弁護人を選任し、自己の防御活動について

弁護人に相談し、その助言を受ける権利、すなわち憲法三四条前段の「直ちに弁護人に依頼する権利」が保障されることになる。そして、憲法三四条前段は、今日も私を走らせるのである。

編集後記

▼今年も、「三・一一」が巡ってきた。あの大震災と原発事故から、早くも一四年が経過したことになる。▼そんな思いを

胸に、先月末、久しぶりに旧警戒区域である南相馬市小高地区と、楢葉町を歩いてきた。避難による被害の賠償を求める訴訟の過程で、被害調査のために何度も現地に入り、検証を実施した場所である。避難指示が解除されてから、既に九年・一〇年が経過しているのだが、駅前の商店街には更地が目立ち、人気は無い。住民らにとって、元の地域での生活の再生は、ほとんど実現していないのである。▼原発事故による被害の深刻さをあらためて認識するとともに、地域の回復・復興への方策を探りたいと思う。

(米倉 勉)